

beyond2020 プログラム認証要領

平成30年9月25日
大阪府作成
令和2年7月1日
一部改正

(目的)

第1条 この要領は、「beyond2020 プログラムの認証に関するガイドライン」に基づき、beyond2020 プログラム（以下「beyond2020」という。）に認証を行う際に必要な事項を定め、beyond2020 を通じ、我が国の文化の向上に取り組む中で、全ての人々が参画できる社会に向け、企業等の行動に変革を促す仕掛けとし、レガシー創出に寄与することを目的とする。

(認証の要件)

第2条 beyond2020を通じ、障がい者にとってのバリアや訪日外国人にとっての言語の壁を取り除くなど、全ての人々が参画できる社会に向けて、企業等の行動に変革を促す仕掛けとすべく、以下の要件を全て満たす事業・活動をbeyond2020に認証する。

(1) 日本文化の魅力を発信する事業・活動であること。

なお、ここでいう日本文化とは、伝統的な芸術、現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッション、和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統的工芸品、和装、花、木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築など、多様な日本文化をいう。

(2) 成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出のため、以下のいずれかの要素を付加した事業・活動であること。

ア 障がい者にとってのバリアを取り除く取組

イ 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組

(マークの使用)

第3条 認証事業は、beyond2020のロゴマーク（以下、「マーク」という。）を使用することができる。

(マークの使用に関する権利)

第4条 マークの使用に関する一切の権利は、文化庁に帰属する。

(認証の制限)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する事業・活動については、beyond2020に認証しない。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

(2) beyond2020のイメージを損なうと認められる場合

- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に資すると知事が認める場合はこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に使用される場合。ただし、特に文化振興等に資すると知事が認める場合はこの限りではない。
- (7) マークの使用によって、品質や産地、その他の誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) その他、知事が不適切と認める場合

（認証の対象となる事業・活動の実施主体）

第6条 以下に掲げる者は、知事に対して beyond2020 の認証の申請を行うことができるものとする。ただし、大阪府内に活動拠点がある者又は府内で事業・活動を行う者とする。

- ア 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。）
- イ 地方公共団体（特別区、一部事務組合及び広域連合、地方独立行政法人を含む。）
- ウ 国立大学法人及び学校法人
- エ 公益法人又はこれに準ずる団体
- オ 株式会社等その他法人格を有する団体
- カ アからオまでに掲げる者に準ずると認められる団体

（認証の対象とならない事業・活動の実施主体）

第7条 知事は、申請を行う者が次の各号のいずれかに該当する場合は、beyond2020に認証しない。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (3) (1) 及び (2) に掲げる者から委託を受けた者並びに (1) 及び (2) に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者。ただし、特に文化振興等に資すると知事が判断した場合はこの限りではない。
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (6) 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者

- (7) 政治団体若しくはこれらに類する者
- (8) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (9) その他、知事が不適切と認める者

(認証の申請)

第8条 beyond2020の認証を受けようとする場合、「beyond2020プログラム認証申請書」(別記様式第1号)(以下、「認証申請書」という。)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、府が行う事業・活動について、beyond2020に認証しようとする場合は、認証申請書のうち「2. 事業実施計画」の作成によって替えることができる。

- 2 知事は、前項の規定により申請を行った者(以下「申請者」という。)に対し、必要に応じて資料等の提出を求めることができる。

(認証の手続)

第9条 知事は、前条第1項の規定による認証申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が第2条で掲げる要件に適合すると認められるときは、認証を行うものとする。なお、知事は必要に応じて条件を付すものとする。

- 2 知事は、前項に規定する認証を決定した場合は、「beyond2020プログラム認証／不認証通知書」(別記様式第2号)により当該申請者へ通知するものとする。また、E-mailによってマークのデータを当該申請者へ通知するものとする。
- 3 認証の期間は、申請書に記載の期間とし、原則1年以内とする。ただし、1年を超えて継続して実施する事業・活動については、知事と協議の上、1年以上の期間、申請することができる。
- 4 前条第1項但書の規定による場合は、第1項の規定に準じて審査し、認証を行うものとする。

(認証の変更等)

第10条 前条の規定により認証を受けた者が、当該認証を受けた内容のうち、組織・団体名、事業・活動名、実施期間、開催場所、事業概要の事項(以下、「主要事項」という。)について変更しようとする場合は、あらかじめ「beyond2020プログラム認証変更申請書」(別記様式第3-1号)に関係書類を添えて知事に提出し、変更についての認証を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による変更申請があった場合は、前条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該内容の変更が適正と認められるときは、変更後の内容にて認証を行うことができる。
- 3 知事は、前項に規定する変更後の内容で認証を行った場合は、「beyond2020プログラム変更認証通知書」(別記様式第4号)により当該変更申請者へ通知するものとする。
- 4 前条の規定により認証を受けた者が、当該認証を受けた内容のうち、主要事項以外について変更しようとする場合は、あらかじめ「beyond2020プログラム認証変更届出書」(別記様式第3-2号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 5 前条第4項の規定により認証した内容について変更しようとする場合は、第1項及び第4項に準じて変更に係る書類を作成しなければならない。

(実績の報告)

第11条 認証(前条の規定による内容の変更認証があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた者は、認証事業の終了後1か月以内に「beyond2020プログラム実績報告書」(別記様式第5号)により認証事業の実績を提出すること。

- 2 知事は、第9条第4項の規定により認証した事業について、前項の規定に準じて報告書を作成しなければならない。

(遵守事項)

第12条 第9条の規定により認証を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認証事業が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) マークの使用に当たっては、認証を受けた内容に限ること。
- (3) 認証を受けたことによる権利を、譲渡、転貸又は継承しないこと。
- (4) マークのデザインやその他使用のルールについては、別に定めるデザインガイドラインを遵守すること。
- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、マーク使用対象物等には販売者、製造者又は製作者の名称及び連絡先を明示すること。
- (6) 第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、デザインガイドライン等にのっとりマークを取り扱うよう義務付ける契約を使用者の責任で行い、管理を徹底すること。
- (7) 知事が行う認証事業の実施状況等の調査その他の照会に応じること。
- (8) その他各種の法令、条例、規程等を遵守すること。

(認証の取消し等)

第13条 知事は、認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 提出・申請した内容に虚偽のあることが判明し、又は虚偽の疑いがあると知事が認めた場合。
 - (2) 第5条又は第7条のいずれかに該当するに至った場合。
 - (3) 前条に規定する遵守事項に違反した場合。
 - (4) その他本要領のいずれかの条項に違反した場合。
 - (5) その他認証事業の継続が不相当であると知事が認めた場合。
- 2 知事は、前項に規定する取消しを行った場合は、「beyond2020プログラム認証取消通知書」(別記様式第6号)を当該取消しを受けた者に通知する。
- 3 第1項の規定により認証の取消しを受けた者は、認証取消の日から使用対象物にマークを使用することはできない。

- 4 知事は、認証の取消しを受けた者に対して、認証の取消しを受けた使用対象物等について回収等の措置を請求することができる。
- 5 知事は、前三項の規定により、認証の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 6 知事は、第1項の規定による認証の取消しを受けた者が、その取消し後に行った認証申請について、必要と認める期間、当該認証を行わないことができる。

(認証を受けずにマークを使用した場合の差止め等)

第14条 知事は、本要領に基づき認証を受けずにマークを使用した者について、直ちにその使用の停止を請求する。

- 2 知事は、認証を受けずにマークを使用した者に対して、当該使用者が行う認証申請について、必要と認める期間、当該認証を行わないことができる。

(認証条件の変更)

第15条 府が本要領を更新し、認証条件を変更した場合は、既に認証を行った認証事業に関しても変更後の要領及びマークの使用条件を適用する。

(マーク使用料)

第16条 マークの使用料については、無料とする。

(マーク使用の非独占性等)

第17条 本要領による認証は、認証を受けた者がマークの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。また、使用者並びに使用対象物等について府が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第18条 府は、本要領による認証の申請、若しくはその内容に係る変更申請、第12条第7号に規定する照会又は認証事業及びマークの使用の実施に係る経費・役務を負担しない。

(非保証・免責事項)

第19条 府は、本要領により認証を行った使用対象物等について、その産地や品質の保証責任を負わない。また、府は、認証を行った内容についての正確性、適法性、合目的性を保証するものではなく、使用者が認証の内容に基づきマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと、又は法令、条例、規程等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(賠償責任等)

第20条 府は、認証を行ったことに起因し認証を受けた者に生じた損失又は損害について、一切の責任を負わない。

- 2 認証を受けた者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、府に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。
- 3 認証を受けた者は、認証事業の実施及びマークの使用に際して故意又は過失により府に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を府に賠償しなければならない。
- 4 知事は、前二項の規定に違反する認証を受けた者、又はマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、法的措置をとる。

(個人情報取扱いについて)

第21条 知事は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」及び「大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）」に基づき、収集する個人情報を適正に管理する。

(情報の公開)

第22条 知事は、beyond2020の推進とマークの適正な管理を図る観点から、認証の状況、認証の取消状況等について情報を公開することができる。

(業務委託)

第23条 府は、本要領に規定する業務を外部に委託することができる。

- 2 府が、前項により業務を外部に委託した場合、それぞれの条文の「府」若しくは「知事」は「受託者」に読み替えるものとする。

(管轄裁判所)

第24条 本要領に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(その他)

第25条 本要領に定めるもののほか、beyond2020の認証及びマークの使用に関し必要な事項は、府が別に定める。

附則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この改正要領は、令和2年7月1日から施行する。

beyond2020 プログラム 認証申請書

2. 事業実施計画

■ 事業概要

フリガナ					
事業・活動名 (*)					
主催団体名 (*)					
期間 (*)	年	月	日	から	年 月 日
開催場所 (*)	都道府県	市区町村	町名・番地		
	会場名				
活動分野 (*)	※以下の中から該当する選択肢を選んでください。(複数選択可)				
	<input type="checkbox"/> 地域性	<input type="checkbox"/> 多様性	<input type="checkbox"/> 創造性	<input type="checkbox"/> 国際化	<input type="checkbox"/> 多言語社会 <input type="checkbox"/> 共生社会 <input type="checkbox"/> バリアフリー
事業概要 (*)	<p>①②の内容を含めて、事業の概要を300文字程度で記入してください。</p> <p>①日本文化の魅力を発信する取組であることに関してご記入ください。</p> <p>②下記いずれか含むものにチェックを入れ、取組の内容をご記入ください。</p> <p>(2点とも該当する場合には、双方にチェックを入れ、内容もご記入ください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 障がい者にとってのバリアを取り除く取組である <input type="checkbox"/> 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組である</p>				
	<p>注意</p> <p>・WEBサイトへの掲載にあたり、文言の修正をさせて頂くことがありますので、あらかじめご了承ください。</p>				
本事業の 対象者 (*)	<p>※本事業の参加対象者として該当する選択肢を以下の中から選んでください。(複数選択可)</p> <p><input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> そのエリアにお住まいの方</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>				
URL (*) [任意]					
問い合わせ先 (*) [任意]	TEL				イベントに関する問い合わせ電話番号があればお知らせください。 番号の間に「-」(ハイフン)は入れずに記入してください
参加予定人数 (*)	人	想定人数を選択してください。	参加料 (*)		有無を選択してください。
予算[任意]	円	想定予算を記入してください。			

beyond2020 プログラム 認証申請書

■ロゴマークの使用方法

ロゴマーク 使用方法	印刷物	<input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> 記事 <input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> のぼり <input type="checkbox"/> その他 ()
	映像	<input type="checkbox"/> テレビ番組 <input type="checkbox"/> 動画 (会場用) <input type="checkbox"/> 動画 (WEBサイト掲載用) <input type="checkbox"/> その他 ()
	WEB	<input type="checkbox"/> WEBサイト URL () <input type="checkbox"/> その他 ()
	販促物・商品	<input type="checkbox"/> 販促物 () <input type="checkbox"/> 商品 ()
	その他	使用方法について詳細を記入してください。 -----

3. 提出書類

提出書類	必須	<input type="checkbox"/> 誓約書 兼 同意書 <input type="checkbox"/> 団体の活動内容がわかる書類 (規約等)
	任意	<input type="checkbox"/> 企画内容がわかる書類 (企画概要書等)

誓約書 兼 同意書

私はbeyond2020プログラムの認証申請の責任者として、事業・活動の主催者である法人・団体が、下記の事項について誓約し、同意をいたします。

記

- 私(私が所属する法人・団体)は、以下のいずれにも該当する者ではありません。
 - 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
 - (1)及び(2)に掲げる者から委託を受けた者並びに(1)及び(2)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者ただし、特に文化振興等に資すると認証組織が判断した場合はこの限りではない
 - 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
 - 税法違反(法人税法(昭和40年法律第34号)違反、所得税法(昭和40年法律第33号)違反、地方税法(昭和25年法律第226号)違反(法人事業税、個人事業税))がある者
 - 政治団体若しくはこれらに類する者
 - 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- 前項に反した場合には、認証の取消しを受けることがあることに同意し、当該取消決定を受けた場合には、これに異議を述べず、決定に従います。
また、前項の違反により、大阪府が損害を被った場合には、その一切を直ちに賠償するものとします。
- beyond2020プログラムへの申請を行うにあたり、大阪府が作成する「beyond2020プログラム認証要領」及び内閣官房オリパラ事務局が作成する「beyond2020プログラムロゴマークデザインガイドライン」の内容を理解し、これを遵守することを誓約します。
- 情報の取扱いについて
記入した情報は、大阪府がbeyond2020プログラムの運営及び関連情報の連絡の目的に利用するほか、大阪府個人情報保護条例(平成8年大阪府条例第2号)に従って取り扱われることに同意します。

西暦 年 月 日

大阪府知事宛

住所

法人・団体の名称

代表者

_____ (印)

20XX年X月X日

〇〇〇実行委員会
実行委員長
〇〇 〇〇 殿

大阪府知事

beyond2020 プログラム認証通知書

20××年×月×日付で申請受付けをした事業・活動について、beyond2020 プログラムとして認証することを決定しましたのでこれを通知します。

認証番号 : 0000000000
事業・活動名 : 〇〇〇〇

以上

20XX年X月X日

〇〇〇実行委員会
実行委員長
〇〇 〇〇 殿

大阪府知事

beyond2020 プログラム不認証通知書

20××年×月×日付で申請受付けをした事業・活動について、beyond2020 プログラムとして認証しないことを決定しましたのでこれを通知します。

受付番号 : 000000
事業・活動名 : 〇〇〇〇
不認証理由 : 〇〇〇のため

以上

事務局使用欄	窓口番号			
	申請受付日	年	月	日

beyond2020 プログラム 認証変更申請書

大阪府知事宛

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

▼変更の箇所に✓を入れてください。

認証番号				
<input type="checkbox"/>	フリガナ 組織・団体名			
<input type="checkbox"/>	フリガナ 事業・活動名			
<input type="checkbox"/>	期間	年	月	から 年 月 日
<input type="checkbox"/>	開催場所	都道府県	市区町村	町名・番地
		会場名		
<input type="checkbox"/>	事業概要			

20XX年X月X日

〇〇〇実行委員会
実行委員長
〇〇 〇〇 殿

大阪府知事

beyond2020 プログラム変更認証通知書

20XX年X月X日付で申請受付けをした**beyond2020**プログラムの変更について、変更を認証することを決定しましたのでこれを通知します。

認証番号 : 0000000000
事業・活動名 : 〇〇〇〇

以上

事務局使用欄	窓口番号			
	報告受付日	年	月	日

beyond2020 プログラム 実績報告書

大阪府知事宛

報告日	年	月	日
-----	---	---	---

(*) の項目については、beyond2020プログラムと認証された事業・活動をまとめたサイトへ掲載を予定しております。

■ 報告

認証番号			
フリガナ			
事業・活動名 (*)			
期間・期日 (*)	年	月	日 から 年 月 日 日間
開催場所 (*)	都道府県	市区町村	町名・番地
	会場名		
参加者数 または 入場者数 (*)	人		
実施報告 (*)	対象にチェックを入れて、取組の実績について具体的にご記入ください。		
	<input type="checkbox"/> 障がい者にとってのバリアを取り除く取組である <input type="checkbox"/> 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組である		

beyond2020 プログラム 実績報告書

■ ロゴマークの使用方法

ロゴマーク 使用方法	印刷物	<input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> 記事 <input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> のぼり <input type="checkbox"/> その他 ()
	映像	<input type="checkbox"/> テレビ番組 <input type="checkbox"/> 動画 (会場用) <input type="checkbox"/> 動画 (WEBサイト掲載用) <input type="checkbox"/> その他 ()
	WEB	<input type="checkbox"/> WEBサイト URL () <input type="checkbox"/> その他 ()
	販促物・商品	<input type="checkbox"/> 販促物 () <input type="checkbox"/> 商品 ()
	その他	使用方法について詳細を記入してください。 -----

■ 提出書類

提出書類	必須	<input type="checkbox"/> 取組概要が分かるもの (事業報告書またはニュースリリース等) <input type="checkbox"/> 記録写真 (2~3点)
------	-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

■ その他

ご意見・ご感想 [任意]	本事業についてのご意見・ご感想があれば記入してください。 -----
-----------------	---------------------------------------

20XX年X月X日

〇〇〇実行委員会
実行委員長
〇〇 〇〇 殿

大阪府知事

beyond2020 プログラム認証取消通知書

20××年×月××日付で認証した **beyond2020** プログラムについて、認証の取消しを決定しましたのでこれを通知します。

認証番号 : 0000000000
事業・活動名 : 〇〇〇〇
取消理由 : 〇〇〇のため

以上